

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第十六条―第二十六条）」を

「第二款 建築物における太陽光発電設備の設置等の推進（第十六条―第三十条）」

第三款 地球温暖化の防止に資する各種の取組（第三十一条―第四十条）」に、「第二十七条」

を「第四十一条」に、「第二十八条―第三十三条」を「第四十二条―第四十七条」に改める。

第二条第二号中「第三十二条」を「第四十六条」に改め、同条第五号口中「物質」の下に「（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。）」を加え、同号ハ中「第十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十五条第一項中「に係る」を「の各年度について、」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第三十三条を第四十七条とし、第三十二条を第四十六条とし、第三十一条を第四十五条とする。

第三十条第一号中「又は」を削り、「提出し」を「提出せず、第十九条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等報告書を提出せず、第二十四条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等計画書を提出せず、又は同条第四項の規定に違反して計画変更届の届出をし」に改め、同条第二号中「又は事業者温室効果ガス削減報告書」を「、事業者温室効果ガス削減報告書、太陽光発電設備設置等報告書、太陽光発電設備設置等計画書又は計画変更届」に改め、同条第三号中「第二十八条」を「第四十二条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十九条第一項の規定による提出、第二十四条第一項の規定による提出又は同条第四項の規定による届出があつた場合において、当該提出又は届出に係る中小規模特定建築物又は大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置状況又は省エネルギー性能の状況が、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項又は第二十三条第一項に定める基準に照らして著しく不十分であると認められ、かつ、正当な理由なく第二十九条の指導又は助言に従わない者

四 正当な理由なく第二十七条の規定による求めに応じない者

第三十条を第四十四条とする。

第二十九条第一項中「計画書提出特定事業者」の下に「、報告書提出特定建築事業者等」を加え、同条を第四十三条とする。

第二十八条中「計画書提出特定事業者」の下に「、報告書提出特定建築事業者等」を加え、同条を第四十二条とし、第二章第三節中第二十七条を第四十一条とし、同章第二節第二款中第二十六条を第四十

条とし、第二十三条から第二十五条までを第十四条ずつ繰り下げ、第二十二條を削り、第二十一條を第三十六條とし、第十六條から第二十條までを十五條ずつ繰り下げ、同款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款 建築物における太陽光発電設備の設置等の推進
(建築主等の責務)

第十六條 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第二條第一號に規定する建築物をいう。以下同じ。)を新築し、増築し、又は改築しようとする者(第二十二條及び第二十六條において「建築主」という。)及び建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者(次條において「建設請負事業者」という。)は、当該建築物について、太陽光を電氣に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物における太陽光発電設備の設置)

第十七條 特定建築事業者(建設請負事業者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者(以下この項及び第二十一條においてこれらを「建築事業者」という。)であつて、年度において本市の区域内に、新たに建設し、又は新築する市長が定める規模未滿の建築物(当該年度において、建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項又は第十八條第三項若しくは第四項の規定による確認済証(建築物の計画の変更に係るものを除く。)(の交付を受けたものであつて、当該建築事業者が自らその工事を行うもの)に限り、市長が定める種類のものを除く。以下「中小規模特定建築物」という。)(の延べ面積の合計が市長が定める値以上であるものをいう。以下同じ。)は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める誘導基準(太陽光発電設備の設置の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十二條第二項において同じ。)に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。

3 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築事業者については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

(中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守)

第十八條 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準(省エネルギー性能の向上の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十三條第二項において同じ。)に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(太陽光発電設備設置等報告書の提出)

第十九條 特定建築事業者は、年度ごとに、次項各号に掲げる事項を記載した報告書(以下「太陽光発電設備設置等報告書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 太陽光発電設備設置等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 本市の区域内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

三 第十七条第一項の基準に対する適合状況

四 第十七条第三項の措置を講ずる場合にあつては、当該措置の実施状況

五 前条第一項の省エネルギー性能基準に対する適合状況

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、次条の評価を行う上で、速やかに、その概要を公表するものとする。

（太陽光発電設備設置等報告書の評価）

第二十条 市長は、前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、市長が定めるところにより、当該太陽光発電設備設置等報告書について評価を行うものとする。

（一般建築事業者等の太陽光発電設備設置等報告書の提出等）

第二十一条 特定建築事業者以外の建築事業者その他市長が認める者（次項において「一般建築事業者等」という。）は、太陽光発電設備設置等報告書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 前二条（第十九条第一項を除く。）及び第二十七条から第二十九条までの規定は、一般建築事業者等が前項の規定により太陽光発電設備設置等報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置）

第二十二条 市長が定める規模以上の建築物（市長が定める種類の建築物を除く。以下「大規模特定建築物」という。）の建築主（以下「特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

2 特定建築主は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める誘導基準に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。

3 特定建築主は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築主については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

（大規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守）

第二十三条 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（太陽光発電設備設置等計画書の提出）

第二十四条 特定建築主は、次項各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「太陽光発電設備設置等計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 太陽光発電設備設置等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 大規模特定建築物の名称及び所在地

三 大規模特定建築物の概要

四 第二十二條第一項の基準に対する適合状況

五 第二十二條第三項の措置を講ずる場合にあつては、当該措置の内容

六 前条第一項の省エネルギー性能基準に対する適合状況

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたときは、次条の評価を行った上で、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第三号から第六号までに掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した届出書（以下「計画変更届」という。）により、市長が定める期日までに市長に届け出なければならない。

5 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項について変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

6 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了したとき又は工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

7 第三項の規定は第四項の規定による届出について、第三項の規定（評価に係る部分を除く。）は前二項の規定による届出について、それぞれ準用する。

（太陽光発電設備設置等計画書等の評価）

第二十五条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものについて、市長が定めるところにより、評価を行うものとする。

一 前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたとき 当該太陽光発電設備設置等計画書

二 前条第四項の規定により計画変更届の届出があつたとき 当該計画変更届
（一般建築主等の太陽光発電設備設置等計画書の提出等）

第二十六条 特定建築主以外の建築主その他市長が認める者（次項において「一般建築主等」という。）は、太陽光発電設備設置等計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 前二条（第二十四条第一項を除く。）及び次条から第二十九条までの規定は、一般建築主等が前項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（太陽光発電設備の設置の際の遵守事項）

第二十七条 市長は、太陽光発電設備を設置しようとする特定建築事業者及び特定建築主に対し、市民及び事業者が安全に、かつ、安心して太陽光発電設備を利用できるように、市長が定める事項を遵守するように求めるものとする。

(表彰)

第二十八条 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その者を表彰することができる。

一 太陽光発電設備設置等報告書を提出した特定建築事業者（次条において「報告書提出特定建築事業者」という。） 第二十条の評価の結果が特に優良であると認められる場合

二 計画書提出特定建築主又は計画変更届の届出をした計画書提出特定建築主（次条において「計画変更届出特定建築主」という。） 第二十五条の評価の結果が特に優良であると認められる場合
(指導及び助言)

第二十九条 市長は、太陽光発電設備の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置が講じられるよう、報告書提出特定建築事業者、計画書提出特定建築主及び計画変更届出特定建築主（第四十二条及び第四十三条において「報告書提出特定建築事業者等」という。）に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(太陽光発電設備の再利用及び再生利用)

第三十条 中小規模特定建築物若しくはその敷地又は大規模特定建築物若しくはその敷地に設置した太陽光発電設備を撤去しようとする者は、使用済みとなる太陽光発電設備について、再利用及び再生利用に努めなければならない。

2 市は、前項の再利用及び再生利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号口及び第十五条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條から第二十四條まで及び第二十六條の規定は、この条例の施行の日前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第六條第一項若しくは第六條の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八條第二項若しくは第四項の規定による通知が行われた建築物については、適用しない。

(検討)

3 市長は、建築物における太陽光発電設備の設置等の推進に係る国の施策の動向、本市における施策の実施状況等を勘案し、この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。